

第1号 1998(平成10)年3月31日発行

沖縄法政研究所報

沖縄国際大学沖縄法政研究所 所長 緑 間 榮

〒901-2701 宜野湾市宜野湾2丁目6番1号 電話 098-892-1111 内線 1321-1322 直通 098-893-9023



沖縄法政研究所の発足を祝う

学長 平 敷 令 治

沖縄法政研究所の発足をお祝い申し上げます。沖縄法政研究所は法学部に付置されるのでありますが、1978年に文学部に付置された南島文化研究所、1991年に商経学部付置された産業総合研究所に次いで、沖縄国際大学としては3番目の研究所であります。これですべての学部に研究所が設けられたこととなります。

『フォーリン・アフェアズ』75周年記念号(1997.9-10)で、ブレジンスキー元アメリカ大統領補佐官は「日本は実質的にアメリカの保護国」と明記しています。たしかに日本政府は日米安全保障条約に基づいて自国内にアメリカ軍の基地を設けることを容認し、基地面積の75%を沖縄に置いています。日米安全保障条約は幕末に締結された通商条約の比ではない政治経済上の意味を持つように思います。半世紀を超える沖縄の戦略上の位置づけについて、国際法上の、また国際政治の現実をふまえての解説が常に求められる状況があります。尖閣列島の領有権問題、及び今後予想される石油資源開発の在りようについても、県民は関心を寄せています。

平成9年はFTZ(自由貿易地域)論争で明け暮れました。FTZ構想の実現にともなって、国際商慣行に関する専門家のブリーフィング、あるいは指導助言が不可欠であります。沖縄に限らず、近年わが国では、地域住民の請求による住民投票がしばしば行われています。主権在民、地域主義、あるいは地方分権等の概念の実体が問われつつあることも確かであります。

沖縄法政研究所は、法政上の一般的問題、及び沖縄にかかる特殊問題に対するアカウントビリティ(accountability、説明責任)をより機能的に果たすことになると思います。沖縄法政研究所が研究機関として学会に寄与するだけでなく、紀要発行、シンポジウム、講演会、法律相談等とおして市民社会の新たな拠点としての役割を担うことに対し、大いに期待を寄せるものであります。